

令和3年第1回(3月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名 請願趣旨	請願人 紹介議員	受理年月日 付託委員会
請願 第 1 号	障害者福祉サービス事業所び っころ移転新築に関する請願 書	みなかみ町月夜野118 社会福祉法人みなかみ町社会 福祉協議会 会長 林 耕平	令和3年2月16日 厚生常任委員会
		高橋 市郎	
<p>【請願趣旨】 現在利用している施設（町有建物、旧母子センター）が50年以上経過し、平成29年10月、地域活動支援センターびっころから就労継続支援B型事業所の移行に伴い町が耐震補強及び使用について設計事務所に確認をしたところ、耐用年数的には5年程度という話を頂いております。保護者会では、建物の老朽化、耐用年数の期限、また昨今の異常気象、台風や地震による被害等に強い不安を覚え利用する子供達の安全を守りたい、安心して作業に取り組んでほしいとの総意を受け、当協議会で移転新築を決断いたしました。この移転新築にご支援ご協力をお願い申し上げます。</p> <p>【請願事項】 耐用年数の期限が迫っており、移転新築について場所の選定、また県の令和4年度予算確保にむけ「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助金交付要綱」に従い申請書の提出を行いたいと思いますので、国、県、町への働きかけ等ご支援いただきたくお願い申し上げます。</p>			

令和3年第1回(3月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第1号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	前橋市本町3丁目9-10 群馬県労働組合会議 議長 五十嵐弘幸	令和3年1月26日 産業観光常任委員会
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>日頃より働く者の賃金・労働条件の向上、地域経済の活性化にご尽力いただきますことに敬意を表します。</p> <p>さて、長らく停滞する日本経済にコロナ禍が重なり、とりわけ地域経済は深刻な事態に直面しています。こうした中で、失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど、最低賃金近傍で働く非正規雇用労働者です。こうした労働者は、休業・解雇となれば、たちまち生活保護に頼らざるを得ないという状況に陥ることも少なくありません。また、コロナ感染拡大のもと、医療・介護・保育・学童保育等を必死で支えている医療・福祉労働者の多くも低賃金で働いている実態があります。</p> <p>2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金を抑制したため、大企業の利益は拡大した一方、働く者の貧困化がすすみ、内需を停滞させることになりました。</p> <p>コロナ禍においても、人間らしい暮らしを取り戻すためには、最低賃金を引き上げることが重要となっています。また、コロナ禍を乗り越え、日本経済の真の回復を図るためにも、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高めることが必要であり、この点からも最低賃金の改善は決定的役割をはたすこととなります。</p> <p>日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の最も高い東京は時給1,013円、群馬県は837円、最低の7県は792円です。これでは毎日8時間働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。しかも、地域間格差が時間額で221円もあり、労働者が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊につながっています。最低賃金を全国一律制に是正することと抜本的に引上げることは、貧困をなくす点でも、地域経済を守る点でも、今こそ求められています。</p> <p>全国労働組合総連合が全国各地で行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に22万円～24万円(税込み)との結果が明らかになりました。月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円程度が必要です。</p> <p>最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援を抜本的に強化することが不可欠です。国の中小企業予算を増額し、最低賃金引き上げに対する直接的な助成金の支給や、社会保険料の軽減措置などを実施するとともに、下請け企業への単価削減・</p>		

賃下げが押しつけられないように公正な取引ルールの確立・指導などが求められます。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることは、地域の中小・零細企業の営業の改善につながり、地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第 1 条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第 1 条は、この法律の目的として「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を規定しています。最低賃金の地域間格差をなくし抜本的に引き上げること、中小企業支援策を拡充することを実現するため、貴議会におかれましては、国に対して意見書（別紙・案）を提出していただくよう陳情します。

【陳情事項】

最低賃金の地域間格差をなくし抜本的に引き上げること、中小企業支援策を拡充することを実現するため、国へ別添意見書を提出して下さい。

令和3年第1回(3月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第2号	安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための陳情書	前橋市本町 3-9-10 群馬県医療労働組合連合会 中央執行委員長 石関 貞夫	令和3年2月8日 厚生常任委員会
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所不足の問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。</p> <p>21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルス感染症と、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。</p> <p>新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染拡大や自然災害などの事態の発生した際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。</p> <p>以上の趣旨から、下記の事項について、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を提出していただけますよう陳情いたします。</p> <p>【陳情事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉分野において十分な財源を確保すること。 2. 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。 3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職などを大幅に増員すること。 4. 保健所の増設、保健師などの増員をはじめ公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。 5. 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。 		